

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月15日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	有限会社センターコア高松 香川県高松市伏石町2047番地1			
大規模小売店舗の名称及び所在地	テックランドNew高松レインボー店 高松市伏石町2084番地5ほか			
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
	変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
		株式会社天満屋ストア	午前9時00分	午後9時45分
		その他の小売業者	午前9時00分	午後9時45分
	変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
		株式会社ヤマダ電機	午前9時00分	午後10時00分
		株式会社ハローズ	午前0時00分	午前0時00分
		その他の小売業者	午前9時00分	午後10時00分
	② 来客が駐車場を利用することができる時間帯			
	変更前	駐車場①～③	午前8時30分～午後10時00分	
		駐車場④（一部従業員用）	午前8時30分～午前0時30分	
	変更後	駐車場①	午前8時30分～午後10時30分 （一部午前8時30分～午後10時00分）	
		駐車場②	24時間	
		駐車場③	24時間 （一部午前8時30分～午後10時00分）	
		駐車場④（一部従業員用）	午前8時30分～午後10時00分	
	③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置			
	変更前	区分	出入口の数	位置
		駐車場①	出入併用 1カ所 入口専用 3カ所 出口専用 2カ所	別図のとおり
		駐車場②	出入併用 2カ所	別図のとおり
		駐車場③	出入併用 2カ所	別図のとおり
		駐車場④	出入併用 3カ所	別図のとおり
	変更前	区分	出入口の数	位置
		駐車場①	出入併用 1カ所	別図のとおり

			入口専用 3カ所 出口専用 2カ所	
		駐車場②	出入併用 2カ所	別図のとおり
		駐車場③	出入併用 2カ所	別図のとおり
		駐車場④	出入併用 3カ所	別図のとおり
	※駐車場②及び③の位置のみ変更。なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。			
変更年月日	平成25年10月25日			
変更理由	テナントの入れ替えによる営業時間の変更、及び夜間営業に伴う騒音対策として駐車場出入口の位置を変更するため。			

2 届出年月日
平成25年10月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成25年10月15日から平成26年2月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年2月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ